

東彼杵町小中学校 校務用コンピュータ機器更新
仕様書

東彼杵町教育委員会

1. 件名
「東彼杵町小中学校 校務用コンピュータ機器更新」
2. 背景・目的
2016年9月に導入した校務用PCがリプレイス時期を迎えるにあたり、さらなるセキュリティ強化を行い、児童生徒の1人1台利用環境を最大限に生かした校務環境の構築を行う。
3. 業務概要
 - (1) 教職員端末の更新及び校務系サーバーの更新を行う。
 - (2) 校務システム（スズキ校務、ミライム、ラインズ）をバージョンアップする。
 - (3) 導入以後5年間の運用に耐えられる環境構築を行う。導入に際しては、機器類のスペックはもちろんのこと、長期間にわたる保守性や既存システムとの親和性等にも十分に留意し、機器選定や保守サポート体制に至るまで、十分に検討されることを求める。
 - (4) 今回構築する新たなネットワーク環境下において、インターネットと問題なく通信して、授業で利用できる環境であるか動作確認を行なうこと。
4. 業務に関する諸事項
 - (1) 履行期間
 1. 契約締結日の翌日～令和3年10月29日迄とする
 2. 受託業者は、令和3年10月29日迄に導入作業を完了させること。
 3. ただし、校務系端末は令和3年8月31日までに利用開始できるようにすること。
 - (2) 履行場所
 1. 東彼杵町教育委員会
 2. 東彼杵町立東彼杵中学校
 3. 東彼杵町立彼杵小学校
 4. 東彼杵町立千綿小学校（旧千綿中学校校舎）
 - (3) 提出書類
 1. 検収完了に伴い、下記の書類（正本1部、副本1部）を提出すること。紙媒体での提出のほか、電子媒体でも提出すること。
 - ・ 導入機器の設定情報
 - ・ 校務用コンピュータの設定情報
 - ・ 管理者アカウント情報一覧
 - ・ 学校内・本庁側サーバーの設定情報
 - ・ 機器写真等を記載した設置報告書
5. 機器調達
 - (1) 調達機器は別紙「別紙1 機器構成」「別紙2 縦覧設計書」を参照し、同等又は同等以上の機器で、学校の環境に最も適したものを選定すること。
 - (2) 別途「機器仕様書」で示す機器のうち複数の納入を求めているものについては、その全てを同一メーカー及び同一型番のもので納入すること。
 - (3) 原則、5年間純正部品の供給が可能である機器を選定すること。
6. システム共通仕様
 - (1) 現在稼働中のシステムに影響を及ぼさぬよう、教育委員会と既存環境を十分に理解した上で、作業を実施すること。また、現在の学校システム保守業者に確認・協議を十分に図ること。
 - (2) 既存環境に対して調査、検証、変更等の作業時に費用が発生した場合は落札業者の負担とする。
 - (3) 東彼杵町のセキュリティポリシーについて配慮し、設計を行うこと。
 - (4) 設計にあたり、関連する他の調達区分の落札者、保守業者との調整を図りながら、設計すること。設計に関わる費用は落札者負担とする。

7. 設定仕様

(1) 端末等更新における基本的条件

1. 校内 LAN については既存設備をそのまま利用する。
2. 既存のネットワークセグメントは変更を行わない。
(児童生徒用ネットワークセグメント 172.X.0.0/22)
(校務用ネットワークセグメント 192.168.X.0/24)

(2) 機器並びにソフトウェアの設定

1. 導入機器の設定作業にかかる経費については、見積もりに含めること。
2. 機器の設定は、東彼杵町教育委員会及び学校との協議のうえ実施すること。
3. 各端末は、各無線アクセスポイントを経由し児童生徒用ネットワークセグメント並びに校務用ネットワークセグメントに参加させること(既存の校務系 DHCP サーバー並びに教育系 DHCP サーバーから IP を取得すること)
4. 各端末は、校務系サーバーのアクティブディレクトリドメイン内に置くこと。
5. 各端末は、校務系サーバー並びに教育系サーバーのファイルサーバーを利用できるように設定すること。
6. 各端末は、校内サーバー型校務支援ソフト並びにクラウド型学校用グループウェア・学習支援家庭連携サービスが利用できるように設定すること。
7. 各端末は、新規にライセンスを取得したウイルス対策ソフトが利用できるように設定すること。
8. 各端末は、既存のネットワークプリンタ(複合機スキャナ機能含む)が利用できるように設定すること。
9. 校務支援ソフト(スズキ校務)については、校務系ネットワークからのみ利用できるよう設定すること。
10. 校務支援ソフト(スズキ校務)については、校務系サーバーへインストールすること。
11. 各端末が、児童生徒用ネットワークセグメント及び校務用ネットワークセグメントからインターネットを利用できるように設定をすること。
12. 校長用並びに事務職員用・教育委員会教育長用端末については、長崎県教育委員会の学校事務ネットワークシステムを利用できるように設定すること。
13. 役場本庁に設置されている教育委員会向け仮想化基盤を更新すること。
14. 仮想マシンは下記の通り
AD/ESET/i-FILTER/内部 MailDNS/外部 MailDNS/ファイルサーバー/WSUS/WWWサーバー/図書システム/施設予約システム/m-FILTER(新規)
15. 東彼杵中学校、彼杵小学校、千綿小学校に設置されている校内サーバーを更新する。
16. 校内サーバーの機能として、AD/WSUS/ESET/ファイルサーバー機能を実装させる。
17. 仮想基盤上の仮想マシンは原則最新の OS で更新を行うこと。
18. バックアップ環境の設計・構築作業を実施すること。
19. 各学校および図書館、教育委員会の校務系接続用のネットワーク機器(ルータ)の設定を行うこと
20. 本庁に設置しているインターネット接続用 FW の更新を行うこと
21. ウィルス対策環境は現行のウイルスバスターから ESET への移行を行うこと
22. フィルタリングソフトについては児童生徒用は i-FILTER@Cloud GIGA スクール版に移行し、教職員については、プロキシサーバ経由(i-FILTER GIGA スクール版)として更新を行うこと
23. セキュリティ強靱化の一環として、Soliton Secure Desktop 等の二要素認証を導入するとともに、教職員がテレワークできる環境を実装すること。
24. 教育委員会に導入する端末等(プリンターを含む)及びその他の設定に関しては、落札業者との協議とする
25. m-FILTER に関しては新規導入し迷惑メール対策を行うこと。

8. 搬入・設置・配線作業

(1) 共通事項

1. 落札業者は契約締結後、速やかに撤去、搬入、設置、構築作業の工程表及び実施体制図を教育委員会へ提出すること。
2. 導入にあたって、学校行事や校務等に支障が出ないように、学校・教育委員会と調整を図ること。
3. 既存システムの変更作業や既存システム上での動作確認が伴う場合、教育委員会・保守業者と十分に調整を図り、既存システムに影響が出ないようにすること。また、作業を委託する場合に発生する費用は全て落札業者負担とする。
4. 作業前、作業後に学校側担当者へ作業説明を行うこと。
5. 作業終了後は教室内、その他の作業場の清掃を行うこと。

(2) 搬入

1. 日程表を事前に提出し、学校行事等に支障が出ないように、学校・教育委員会と調整を図ること。
2. 機器搬入時、納入責任者の立会いを行うこと。
3. 作業前、作業後に学校側担当者へ作業説明を行うこと。
4. 配置場所については学校・教育委員会と調整を図ること。
5. 配置場所での開梱を行い、機器設置を行うこと。
6. 指紋等で導入機器を汚さないように細心の注意を図ること。
7. 導入時に発生する機器以外の梱包材等、ゴミの回収を行うこと。
8. 作業終了後は教室内、搬入ルート等の清掃を行うこと。

(3) 設置

1. 日程表を事前に提出し、学校行事等に支障が出ないように、学校・教育委員会と調整を図ること。
2. 作業前、作業後に学校側担当者へ作業説明を行うこと。
3. 教職員・児童生徒の安全に配慮すること。騒音にも注意し、音が発生する作業は授業時間帯には行わない等配慮すること。
4. 設置作業において疑義が生じた場合は速やかに教育委員会へ確認の上、指示を仰ぐこと。

9. 保守運用

- (1) 納入完了日より1年間は落札者の責任において無償で保守を行うものとする。
- (2) 納入完了日より1年間は、納入した機器の修理依頼や、一次対応を実施できる専属のサービスマン体制を用意すること。既存機器との一元管理のため、現在東彼杵町が利用している委託業者との綿密な連携を図ること。
- (3) 納入完了日より5年間は、落札者は納入した全ての機器・ネットワークシステム・ソフトウェアなどにおいて、何らかの不具合やトラブルが発生した時、責任を持って問題解決できる保守体制を有すること。

10. その他、導入に関する特記事項

- (1) 本仕様内容を遵守し、履行する上で必要となるすべての諸費用は落札業者の負担とし、履行に努めること。なお、既存設備システムに何等かの不具合が生じた場合は、落札業者の負担により、現状復旧を行うこと。
- (2) 導入中は教育委員会と随時連絡を取り合うこと。疑義が生じた場合は業務落札者で判断せず、速やかに教育委員会へ報告の上、指示を仰ぐこと。
- (3) 導入にあたり学校内の既存ネットワーク機器に対する設定変更が必要な場合は全て落札業者の負担で変更作業を行うこと。落札業者で変更作業を実施することが難しい場合は既存保守業者へ作業を委託すること。委託にあたっての作業費用についても落札者負担とする。
- (4) 本業務落札者は設定作業終了後に教育委員会立会いの下、各学校で検収作業を行うこと。検収時に指摘を受けた事項については速やかに対応すること。また、対応状況を随時教育委員会へ報告すること。